

外来対応医療機関の長 様

京都府健康福祉部健康対策課長

京都府新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金（外来対応医療機関設備整備事業分）の事業計画について（照会）

平素は、京都府の健康福祉行政の推進に格別の御理解御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症対策に日々御尽力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、本府では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、幅広い医療機関が診療に対応する体制へと移行していくため、令和 5 年 3 月 10 日以降に外来対応医療機関の指定を受けた医療機関に対して、標記事業の実施を予定していますのでお知らせします。

なお、本事業は、現在開会中の京都府議会 6 月定例会で予算案を審議中であり、予算が成立した際に実施することとなります。予算が成立した際は、改めてご連絡しますので、申請を希望される場合は、連絡後に申請書の提出を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 補助対象経費等

外来対応医療機関の設備を整備するために、令和 5 年 5 月 8 日以降に発注し、かつ令和 5 年 9 月 30 日までに整備を完了した設備備品購入費

補助対象経費	補助基準額
HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。)	905,000 円 / 施設
HEPA フィルター付パーティション	205,000 円 / 台
個人防護具	3,600 円 / 人
簡易ベッド	51,400 円 / 台
簡易診療室及び付帯する備品	知事が適当と認める額

※個々の詳細については別添 Q&A を参照のこと

2 補助対象事業者

次の①から③全て満たす医療機関を対象とする。

- ①令和5年3月10日以降に外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は「診療・検査医療機関」）に指定された医療機関であること
- ②令和5年9月30日までに新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）を1名以上診療した実績があり、G-MIS等により適時適切に報告を行っていること（G-MISによる報告が難しい場合は実績報告時、コロナ疑い患者を診療したことを証明する書類を求めることがあります。）
- ③医療機関所在地が京都府内であり、かつ京都府以外が実施する同様の補助金を受けていない医療機関であること

3 申請方法

(1) 提出期限

※予算が成立した場合に、改めてお示しします。

(2) 提出方法

メールと郵送により各1部

〒602-8570（府庁専用番号のため住所は記載不要）

健康対策課感染症対策係

メール：kansensupport05@pref.kyoto.lg.jp

(3) 提出書類

①交付申請書

（申請者基本情報、様式第1号、別紙1～2）

②口座振替依頼書

③事前着手届

④補助対象事業に係る関係書類

- ・見積書の写し等金額のわかる書類（納品済みの場合は、納品書・領収書等、納品日と金額のわかる書類を添付してください）
- ・カタログ等、仕様のわかる書類（インターネット通販の場合、通販サイトのページをスクリーンショットしたものでも可）

4 留意事項

エクセルシートに入力ができましたら、申請書等に入力内容が正しく反映されていることをご確認の上、下記メールアドレスへ、感染症対策係あてご提出ください。さらに、メールの受信漏れを防ぐため、エクセルファイル内のすべてのシートを印刷し、印刷したすべての書類と、購入予定金額のわかる見積書（又はカタログ等）の写しを下記住所あてご提出ください。

※メールでの送付が難しい場合は下記連絡先までご連絡ください。

郵便番号	602-8570（府庁専用番号のため住所は記載不要）
担当	健康対策課感染症対策係
電話番号	075-414-4768
メール	kansensupport05@pref.kyoto.lg.jp